

# 現行計画の評価方法及び第6次計画構成案について

## 1. 現行計画の評価方法

現行計画の評価の実施概要を以下に示します。

施策・事業の実施状況について、市関係各課への確認（ヒアリング調査と書面調査（アンケート調査））を実施するだけでなく、必要に応じ関係団体等への意見収集も実施していきます。

この結果を踏まえた課題整理、第6次計画策定に向けた方向性の検討を行い、実効性の高い第6次計画を策定します。

図表 1-1 現行計画の評価の実施概要

評価項目	評価内容	対応策（案）
①本市の各種計画等との整合	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 総合計画、条例等との関係性を確認。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 体系的な整理。</li> <li>● 重複する記載の削除等を検討。</li> </ul>
②計画構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 分かりやすく、実効性が高い計画構成かを確認。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現行計画の体系を踏まえつつ、「基本理念 - 施策 - 事業」の体系における各評価指標を設定。</li> </ul>
③国・県の動向との整合	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国・県の動向との整合性を確認。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 直近のトレンドを踏まえた計画策定の視点、施策や事業の検討・記載。</li> <li>● 国・県・貴市の各役割や連携事項（事業等）の明記。</li> </ul>
④犯罪情勢（統計）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各種犯罪件数を確認。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 犯罪件数、種別、発生地域等を踏まえた施策や事業の検討・記載。</li> <li>● 貴市・住民・事業者・関係団体等の各役割や連携事項（事業等）の明記。</li> </ul>
⑤先進事例調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 直近で策定された計画や具体的な施策・事業等の取組事例について全国の先行事例を確認。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 直近のトレンドを踏まえた計画策定の視点、施策や事業の検討・記載。</li> </ul>
⑥市民意識調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民意識調査の結果を確認（経年傾向の確認を含む）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 調査結果を踏まえた基本理念、施策、事業の検討・記載。</li> <li>● 貴市・住民・事業者・関係団体等の各役割や連携事項（事業等）の明記。</li> <li>● 経年的に継続して確認できるため基本理念の達成状況を図る指標として設定。</li> </ul>
⑦関係団体等の意見収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 関係団体が期待する防犯計画となっているかを確認。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 意見を踏まえた施策、事業の検討・記載。</li> <li>● 貴市関係団体等の各役割や連携事項（事業等）の明記。</li> </ul>

## 2. 第6次計画の構成案

### (1) 計画策定の考え方

計画策定の考え方を以下に示します。

図表 2-1 計画策定の考え方

①	今まで以上に犯罪を無くすために地域性を踏まえた計画策定を強調 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の犯罪状況等を分析し、実情にあった細やかな防犯施策を示す</li> </ul>
②	子ども・女性・高齢者を犯罪から守る具体的な施策を示す
③	都市宣言の内容から、以下を強調 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 個人自らの防犯意識を高める必要性</li> <li>● 地域一体となった計画とするため、各々の役割や連携手法等を示し、実効性を担保</li> </ul>
④	市の施策や方針（おかざきDXビジョンやSDGsなど）を踏まえた施策を推進

### (2) 計画の目次案

第6次計画の全体構成（目次案）、本事業の調査項目との対応関係を以下に示します。

図表 2-2 計画の目次案と調査項目との対応関係

構成（目次）（案）	調査項目
<b>第1章 はじめに</b> ● 計画の位置づけ、これまでの改定経緯等	● 現行計画の整理
<b>第2章 岡崎市における現状と必要性</b> ● 岡崎市の地域特性（防犯上留意しておくべき地域特性） ● 岡崎市における犯罪情勢 ● 岡崎市における体感治安 ● 岡崎市におけるこれまでの防犯対策の取組状況 ● 岡崎市における防犯対策上の課題と今後の対策の必要性	● 国・県の動向調査 ● 犯罪情勢（統計）の整理・分析 ● 先進事例調査 ● 市民意識調査の実施 ● 関係団体等の意見収集
<b>第3章 基本理念（ビジョン）</b> ● 基本理念 ● 目標	● 市民意識調査の実施 ● 関係団体等の意見収集 ● 課題整理及び方向性の検討
<b>第4章 施策体系</b> ● 施策体系	● 先進事例調査 ● 課題整理及び方向性の検討
<b>第5章 施策及び事業</b> ● 施策と施策目標 ● 施策を構成する事業及び事業目標 ● 他機関との連携	● 犯罪情勢（統計）の整理・分析 ● 先進事例調査 ● 市民意識調査の実施 ● 関係団体等の意見収集 ● 課題整理及び方向性の検討
<b>第6章 計画の見直し</b> ● 計画の評価システムの内容 ● 評価の体制	● 国・県の動向調査 ● 先進事例調査 ● 課題整理及び方向性の検討
<b>第7章 計画の推進体制</b> ● 関係団体との役割分担 ● 今後の協力体制	● 先進事例調査 ● 関係団体等の意見収集 ● 課題整理及び方向性の検討

### (3) 計画の基本理念案

第6次計画の基本理念は、「岡崎市犯罪のない安全・安心なまちづくり推進条例」及び「都市宣言『子ども・女性・高齢者を犯罪から守るまち岡崎』」の内容を踏まえ、現行計画の基本理念を踏襲します。

図表 2-3 基本理念（案）

基本理念（案）	
市民が安全で安心して生活することができる地域社会の実現	

既往の条例等	記載内容
岡崎市犯罪のない安全・安心なまちづくり推進条例	<p>（基本理念）</p> <p>第2条犯罪のない安全・安心なまちづくりの推進は、市、市民及び事業者が協働し、犯罪が起こりにくい生活環境を保持することにより、<u>市民が安全で安心して生活することができる地域社会の実現</u>を目的として行われなければならない。</p>
都市宣言『子ども・女性・高齢者を犯罪から守るまち岡崎』	<p>市民一人ひとりが、自らの生命及び財産を守るために必要な防犯に関する知識の習得に努めるとともに、<u>行政、議会、警察、事業者、地域が一丸となって、悪質な犯罪から、子ども、女性、高齢者を守り、犯罪のない誰もが安全で安心して暮らせるまちの実現</u>を目指す。</p>

#### (4) 計画の目標案

第 6 次計画の目標は、現行計画及び 2021 年 3 月に愛知県が策定した「あいち地域安全戦略 2023」に基づき、重点事項である自動車盗及び特殊詐欺の被害対策についての指標を新設します。

また、都市宣言「子ども・女性・高齢者を犯罪から守るまち岡崎」の実現を目指す観点から、市民の体感治安についての指標を新設します。

図表 2-4 目標 (案)

目標	目標指標	目標指標の測定方法
刑法犯認知件数の減少 【現行計画踏襲】	毎年減少	警察署統計調査より
住宅対象侵入盗認知件数の減少【現行計画踏襲】	●●件以下	警察署統計調査より
自動車盗認知件数の減少 【新設】	●●件以下	警察署統計調査より
特殊詐欺被害の減少 【新設】	特殊詐欺件数 (●●件以下) 特殊詐欺被害額 (●●円以下)	警察署統計調査より
「安全で安心して暮らせるまち」と感じている市民の割合の増加【新設】	市民が「安全で安心して暮らせるまち」と感じている割合 (●●%以上)	市民意識調査 (新設の間 6 において「1. そう思う」と「2. どちらかというと思う」の割合の合計)

注) 具体的な数値は今後検討していきます。

既往の計画等	記載内容
あいち地域安全戦略 2023	<p>&lt;重点目標&gt; 刑法犯認知件数の毎年減少させるとともに、最近の犯罪情勢を踏まえ、侵入盗、自動車盗、特殊詐欺、の 3 つの罪種を重点事項として取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 12 年連続全国ワースト 1 位となっていた住宅対象侵入盗の認知件数は、2019 年にワースト 1 位を返上し、2020 年は全国ワースト 6 位と減少傾向を維持しているが、住宅対象侵入盗に店舗や会社、事務所等の被害を加えた「侵入盗」の認知件数は全国ワースト 4 位の水準であることから、重点目標を「住宅対象侵入盗」から「侵入盗」に見直して対策に取り組む。</li> <li>○ 自動車盗は減少傾向を維持しているが、2020 年の認知件数は全国ワースト 4 位であることから、被害多発地域での検挙活動や盗難防止装置の普及等の対策を継続実施する。</li> <li>○ 特殊詐欺は、社会情勢の変化に敏感に反応し、新たな手口が発生したり、以前多発した手口が再び使われたりしており、被害額が増加傾向にあることから、重点目標の筆頭項目に位置づけ、検挙活動や県民への防止対策の情報提供等を主とした対策の強化を図る。</li> </ul>

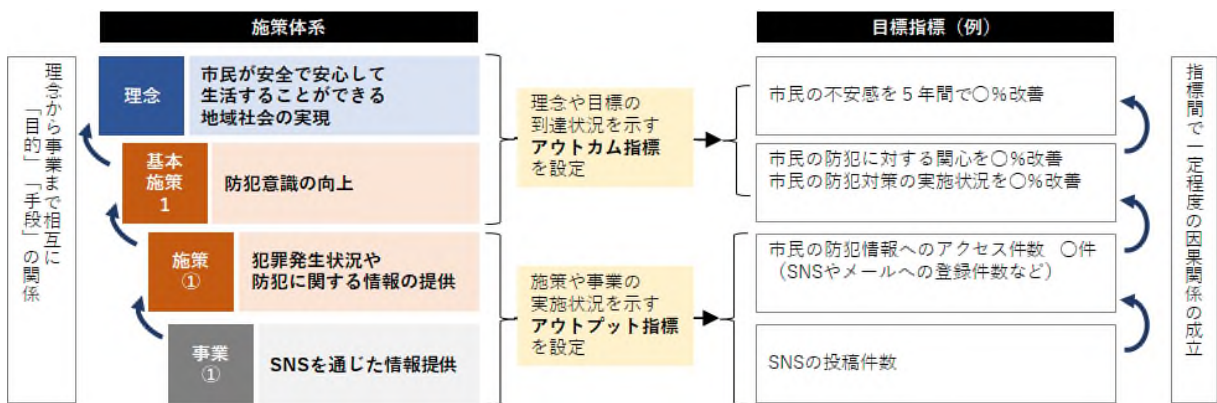
### (5) 目標指標設定及び施策の考え方

目標指標は、「理念や目標の到達状況」を示す『アウトカム指標』と「施策や事業の実施状況（回数、数量、距離等）」を示す『アウトプット指標』とで構成されます。

理念・目標・施策・事業が相互に「目的」と「手段」の関係で構成されることで、各指標が相互に因果関係が明確になることが求められます。

なお、第 6 次計画で示す具体的な施策については、現行計画の成果、関係者とのヒアリング及び市民意識調査等を踏まえて、目標を達成するために必要な施策を検討していきます。また、各種施策の中でも地域特性に配慮し、特に対応が必要な犯罪種については、「重点施策」として取りまとめます。

図表 2-5 目標指標設定の考え方



図表 2-6 目標指標設定による評価の考え方

		【目的】 基本施策／施策	
		指標を適切に達成	指標を未達成
【手段】 施策／事業	指標を適切に達成	目的及び手段ともに問題が無く見直しの必要性無し	手段は問題なく遂行されているが、その手段が目的の達成に寄与していない ⇒要手段の見直し
	指標を未達成	手段が適切に実施されなくても関わらずその他の外的要因で目的が達成されている ⇒目的を達成した手段の確認	目的、手段ともに達成できていない ⇒目的を達成に寄与する手段の見直し ⇒手段の実施方法の改善